

香川県条例第6号

香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

香川県事務処理の特例に関する条例（平成11年香川県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|----------------|-----|---|---|------------|-----|----------------------|--|-----|-------------------|--|---|---|--|------|----|--|--|---|---|-----|---|---|----------------|---|---|--|---|--|----------|
| <p>(市町が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 略</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事</th> <th style="text-align: center;">務</th> <th style="text-align: center;">市 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;"><u>各市町</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(1)</td> <td>法第9条の5第1項の規定による届出の受理</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2)</td> <td>法第9条の5第2項の規定による告示</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3及び4</td> <td style="text-align: center;">削除</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 事 | 務 | 市 町 | 1 | 略 | <u>各市町</u> | (1) | 法第9条の5第1項の規定による届出の受理 | | (2) | 法第9条の5第2項の規定による告示 | | 2 | 略 | | 3及び4 | 削除 | | <p>(市町が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 別表第1の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事</th> <th style="text-align: center;">務</th> <th style="text-align: center;">市 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>地方自治法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第9条の5第1項及び第260条第1項の規定による届出の受理 (2) 法第9条の5第2項及び第260条第2項の規定による告示</td> <td style="text-align: center;">高松市 善通寺市 東かがわ市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td><u>家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号。以下この項において「法」という。）及び家庭用品品質表示法施行令（昭和37年政令第390号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u> (1) <u>法第4条第1項の規定による指示</u> (2) <u>法第4条第3項の規定による公表</u> (3) <u>法第10条第1項の規定による申出の受理</u> (4) <u>法第10条第2項の規定による調査</u> (5) <u>法第19条第2項の規定による報告の徴収及び立入検査</u> (6) <u>政令第4条第3項の規定による協議</u></td> <td style="text-align: center;">丸亀市 善通寺市</td> </tr> </tbody> </table> | 事 | 務 | 市 町 | 1 | 地方自治法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第9条の5第1項及び第260条第1項の規定による届出の受理 (2) 法第9条の5第2項及び第260条第2項の規定による告示 | 高松市 善通寺市 東かがわ市 | 2 | 略 | | 3 | <u>家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号。以下この項において「法」という。）及び家庭用品品質表示法施行令（昭和37年政令第390号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u> (1) <u>法第4条第1項の規定による指示</u> (2) <u>法第4条第3項の規定による公表</u> (3) <u>法第10条第1項の規定による申出の受理</u> (4) <u>法第10条第2項の規定による調査</u> (5) <u>法第19条第2項の規定による報告の徴収及び立入検査</u> (6) <u>政令第4条第3項の規定による協議</u> | 丸亀市 善通寺市 |
| 事 | 務 | 市 町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 略 | <u>各市町</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) | 法第9条の5第1項の規定による届出の受理 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) | 法第9条の5第2項の規定による告示 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3及び4 | 削除 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事 | 務 | 市 町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 地方自治法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第9条の5第1項及び第260条第1項の規定による届出の受理 (2) 法第9条の5第2項及び第260条第2項の規定による告示 | 高松市 善通寺市 東かがわ市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | <u>家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号。以下この項において「法」という。）及び家庭用品品質表示法施行令（昭和37年政令第390号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u> (1) <u>法第4条第1項の規定による指示</u> (2) <u>法第4条第3項の規定による公表</u> (3) <u>法第10条第1項の規定による申出の受理</u> (4) <u>法第10条第2項の規定による調査</u> (5) <u>法第19条第2項の規定による報告の徴収及び立入検査</u> (6) <u>政令第4条第3項の規定による協議</u> | 丸亀市 善通寺市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|------------|----|
| | |
| 5 略 | |
| 6 削除 | |
| 7 略 | 各町 |
| 8から13まで 削除 | |
| 14~19 略 | |
| 20 削除 | |
| 21 略 | |

| | |
|---|--------------|
| (7) 政令第4条第4項の規定による報告 | |
| 4 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下この項において「法」という。）及び消費生活用製品安全法施行令（昭和49年政令第48号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第40条第1項の規定による報告の徴収 (2) 法第41条第1項の規定による立入検査 (3) 法第42条第1項の規定による提出命令 (4) 政令第14条第2項の規定による報告 | 丸亀市 善通寺市 |
| 5 略 | |
| 6 理容の業を行う場合に講ずべき衛生上必要な措置等に関する条例（平成12年香川県条例第2号）第4条第3号の規定による承認 | 高松市 |
| 7 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づく事務 | 各市町（高松市を除く。） |
| 8 公衆浴場に対する措置の基準等に関する条例（昭和28年香川県条例第25号。以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 条例第2条ただし書の規定による承認 (2) 条例第5条第7号の規定による報告の受理 | 高松市 |
| 9 美容の業を行う場合に講ずべき衛生上必要な措置等に関する条例（平成12年香川県条例第3号）第4条第3号の規定による承認 | 高松市 |
| 10 香川県旅館業営業施設の措置の基準等に関する条例（昭和33年香川県条例第2号）第10条第1項第2号の規定による報告の受理 | 高松市 |
| 11から13まで 削除 | |
| 14~19 略 | |
| 20 興行場における公衆衛生上必要な基準及び衛生措置の基準に関する条例（昭和59年香川県条例第21号）第14条第1項及び第2項に規定する事務 | 高松市 |
| 21 略 | |

| | |
|---|---------|
| 22 削除 | |
| 23～30 略 | |
| 30の2 略 | 多度津町 |
| 31 略 | 各市 宇多津町 |
| 32 略 | |
| 33 介護保険法（平成9年法律第123号。以下この項において「法」という。）及び介護サービスの基盤 | 略 |

| | |
|---|-------------------|
| 22 電気用品安全法（昭和36年法律第234号。以下この項において「法」という。）及び電気用品安全法施行令（昭和37年政令第324号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第45条第1項の規定による報告の徴収 (2) 法第46条第1項の規定による立入検査等 (3) 法第46条の2第1項の規定による提出命令 (4) 政令第5条第2項の規定による報告 | 丸亀市 善通寺市 |
| 23～30 略 | |
| 30の2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第12条第1項の規定による届出の受理 (2) 法第12条第2項の規定による変更の届出の受理 (3) 法第12条第3項の規定による命令 (4) 法第53条第2項の規定による報告の徴収及び立入検査等 | 丸亀市 善通寺市 音寺市 多度津町 |
| 31 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第21条第1項の規定による補装具の支給及び修理 (2) 法第21条第4項の規定による補装具の購入及び修理に要する費用の支給の認定 (3) 法第24条第1項の規定による報告の要求（(1)及び(2)に掲げる事務に係るものに限る。） (4) 法第24条第2項の規定による命令（(1)及び(2)に掲げる事務に係るものに限る。） | 各市 |
| 32 略 | |
| 33 介護保険法（平成9年法律第123号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次 | 高松市 |

強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）附則第37条に規定する平成18年旧介護保険法（以下この項において「平成18年旧介護保険法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

(1) 法第24条第1項及び第2項並びに平成18年旧介護保険法第24条第1項及び第2項の規定による命令及び質問

(2) 法第115条の35第3項及び平成18年旧介護保険法第115条の35第3項の規定による調査

(3) 法第115条の35第4項及び平成18年旧介護保険法第115条の35第4項の規定による命令（(2)の調査に係るものに限る。）

(4) 法第115条の35第6項及び第7項並びに平成18年旧介護保険法第115条の35第6項及び第7項の規定による指定の取消し及び効力の停止

に掲げるもの

(1) 法第24条第1項及び第2項の規定による命令及び質問（(2)及び(3)の指定（市町が設置する施設に係るものを除く。）に係るものに限る。）

(2) 法第41条第1項及び第53条第1項の規定による指定（特別養護老人ホーム（県が設置するものを除く。以下この項において同じ。）において短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護の事業を行う場合及び特別養護老人ホームに併設される事業所において当該特別養護老人ホームと一体的に短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護の事業を行う場合に限る。）

(3) 法第48条第1項第1号の規定による指定（県が設置する施設に係るものを除く。）

(4) 法第70条の2第1項（法第115条の11において準用する場合を含む。）及び第86条の2第1項の規定による指定の更新（(2)及び(3)の指定に係るものに限る。）

(5) 法第75条、第89条及び第115条の5の規定による届出の受理（(2)及び(3)の指定に係るものに限る。）

(6) 法第76条の2第1項から第4項まで、第91条の2第1項から第4項まで及び第115条の8第1項から第4項までの規定による勧告、公表、措置命令及び公示（(2)及び(3)の指定に係るものに限る。）

(7) 法第77条第1項、第92条第1項、第115条の9第1項及び第115条の35第6項の規定による指定の取消し及び効力の停止（(2)及び(3)の指定に係るものに限る。）

| | | | |
|---|---|---|---------------|
| | | <p>(8) <u>法第78条、第93条及び第115条の10の規定による公示（(2)、(3)、(5)及び(7)の指定等に係るものに限る。）</u></p> <p>(9) <u>法第94条第2項の規定による変更の許可（入所定員の増加に係るものを除く。）</u></p> <p>(10) <u>法第95条の規定による承認</u></p> <p>(11) <u>法第98条第1項第4号の規定による許可</u></p> <p>(12) <u>法第99条の規定による届出の受理</u></p> <p>(13) <u>法第101条の規定による施設の使用の制限及び禁止並びに修繕及び改築の命令</u></p> <p>(14) <u>法第102条第1項の規定による管理者の変更命令</u></p> <p>(15) <u>法第103条第1項から第4項までの規定による勧告、公表、命令及び公示</u></p> <p>(16) <u>法第105条において準用する医療法（昭和23年法律第205号）第9条第2項及び第15条第3項の規定による届出の受理</u></p> <p>(17) <u>法第105条において準用する医療法第30条の規定による弁明の機会の付与（(13)から(15)までの命令等に係るものに限る。）</u></p> | |
| 34～46 略 | | 34～46 略 | |
| <p>47 土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下この項において「法」という。）及び土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（(1)から(10)まで及び(15)から(28)までに掲げるもの<u>にあつては</u>一の市町の区域に属する5ヘクタール未満の地域を施行地区として個人施行者（市町が個人施行者に含まれる場合を除く。）又は土地区画整理組合が実施する土地区画整理事業に係るもの、(11)から(14)までに掲げるもの<u>にあつては</u>市の区域内において個人施行者、組合若しくは区画整理会社が施行し、又は市が法第3条第4項の規定により施行する土地区画整理事業以外の土地区画整理</p> | 略 | <p>47 土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下この項において「法」という。）及び土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（(1)から(10)まで及び(15)から(28)までに掲げるもの<u>にあつては</u>、一の市町の区域に属する5ヘクタール未満の地域を施行地区として個人施行者（市町が個人施行者に含まれる場合を除く。）又は土地区画整理組合が実施する土地区画整理事業に係るものに限る。）</p> | 普通寺市 東かがわ市 |

| | |
|--|------|
| 事業に係るものに限る。) | |
| (1)～(28) 略 | |
| 48～50 略 | |
| 51 略 (1) 略 (2) 法第53条第2項において準用する法第52条の2第2項の規定による協議 (3)～(8) 略 | 多度津町 |
| 52 略 | 多度津町 |
| 53 略 | |
| 54 略 | 略 |

| | |
|---|--------------------------------|
| (1)～(10) 略 (11) 法第76条第1項の規定による許可 (12) 法第76条第2項の規定による意見の聴取 (13) 法第76条第4項の規定による命令 (14) 法第76条第5項の規定による措置及び公告 (15)～(28) 略 | |
| 48～50 略 | |
| 51 法及び省令に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第53条第1項の規定による許可 (2) 法第53条第2項において準用する法第42条第2項の規定による協議 (3) 法第80条第1項の規定による報告の要求等（(1)の許可に係るものに限る。） (4) 法第81条第1項の規定による処分及び措置命令（(1)の許可に係るものに限る。） (5) 法第81条第2項の規定による措置及び公告（(4)の措置命令に係るものに限る。） (6) 法第81条第3項の規定による公示（(4)の措置命令に係るものに限る。） (7) 法第82条第1項の規定による立入検査（(4)から(6)までに掲げる事務に係るものに限る。） (8) 省令第60条の規定による書面の交付（法第53条第1項の規定に係るものに限る。） | 丸亀市 善 通寺市 観 音寺市 多 度津町 |
| 52 駐車場法（昭和32年法律第106号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第12条、第13条第1項及び第4項並びに第14条の規定による届出の受理 (2) 法第18条第1項の規定による報告等の要求及び立入検査 (3) 法第19条の規定による命令 | 丸亀市 善 通寺市 観 音寺市 多 度津町 |
| 53 略 | |
| 54 香川県営住宅条例（昭和39年香川県条例第24号。 | 略 |

| | | | |
|--|--|--|--|
| (1)～(17) 略 (18) 条例第25条第1項第7号の規定による命令 (19)・(20) 略 | | 以下この項において「条例」という。)及び条例の 施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる もの (1)～(17) 略 (18) 条例第25条第1項第5号の規定による命令 (19)・(20) 略 | |
| 55 略 | | 55 略 | |

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表第1の54の項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定による届出があった同項の規定による処分又は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）第14条の規定による改正前の地方自治法第260条第1項の規定による届出があった同項の規定による処分については、なお従前の例による。